南西部地域医療圏における外来医療に係る医療供給体制の確保に向けた取組について 朝霞保健所

【取組の経緯】

埼玉県地域保健医療計画(第7次)(令和2年3月27日一部変更)に、「外来医療に係る医療体制の確保に向けた取組」として、「各区域の協議の場において合意が得られた場合には、新規開業希望者を含め区域内の医療機関に対して不足する外来医療機能を担うことへの協力を求めていきます。」と明記された(第5部第3章第4節)。

令和元年度第3回協議会に於いて全委員から合意を得たことから、令和2年度第1回 協議会で外来医療に係る医療供給体制の確保に向けた取組の詳細について協議する。

【取組の内容】

- ①新規開業者・既存の医療機関に対して、地域で不足する外来医療機能の情報提供、協力依頼を行う。
- ②特に新規開業者に対しては、協議会への出席を促し、開業状況や地域で担うことができる役割等の説明をお願いする。協議会からは、地域で不足する外来医療機能を担うことへの協力を求める。
- ③協議会に出席できない場合には、保健所から開業状況等を報告する。

【具体的な取組内容】

- ①新規開業者・既存の医療機関に対して、地域で不足する外来医療機能の情報提供、協力依頼を県ホームページで行う。
- ②新規開業者は、開業の相談や書類提出時に朝霞保健所に対し**別紙**を提出していただく。
- ③開業日以後最も近い協議会に出席していただき、開業状況や地域で不足する外来医療機能を担うことへの可否等を御説明いただく。
- ④協議会に出席できない場合には、提出された別紙の情報を基に保健所が報告する。

